奥 健 第 ２ ０ ４ ８ 号
令和８年１１月１９日

福井県奥越健康福祉センター所長　辻　俊之

公示送達について

行政手続法（平成５年法律第８８号）第３１条にて準用する同法第１５条第３項の規定により、不利益処分をしようとする場合の弁明の機会の付与の通知を、次のとおり公示送達により行います。

なお、送達すべき書類（不利益処分の名あて人、予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、弁明書の提出先および提出期限を記載した書類）は、奥越健康福祉センター環境衛生課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも（平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで）交付します。

受領しないときは、掲示を始めた日（令和８年１１月１９日）から起算して二週間を経過したときをもって、その送達があったものとみなされます。

１　公示送達対象者

住所　福井県福井市問屋町一丁目１６０番地
名称　有限会社猪島建設
代表取締役　大杉　満

２　弁明書の提出先および提出期限

（１）　提出先

福井県大野市天神町１－１
福井県奥越健康福祉センター　環境衛生課

（２）　提出期限

令和８年１２月１７日

３　本件に関する事務を所掌する組織の名称および所在地

福井県大野市天神町１－１
福井県奥越健康福祉センター　環境衛生課